

アップルインターナショナル株式会社

証券コード：2788

# 第31期 定時株主総会招集ご通知



## 開催情報

日時 2026年3月27日（金曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時30分）

場所 三重県四日市市安島一丁目3番18号  
四日市市地場産業振興センター  
（じばさん）  
6階 大ホール

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 目次

第31期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役7名選任の件	6
第3号議案 監査役2名選任の件	11
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	14
第5号議案 会計監査人選任の件	15
事業報告	16
連結計算書類及び計算書類	27
監査報告	31

株主各位

証券コード 2788

(発送日) 2026年3月12日

(電子提供措置開始日) 2026年3月6日

三重県四日市市日永二丁目3番3号

アップルインターナショナル株式会社

代表取締役会長兼社長 久保 和喜

## 第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへのアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.apple-international.com/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

### 【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2788/teiji/>



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「アップルインターナショナル」又は「コード」に当社証券コード「2788」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従いまして、行使期限までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面のご案内にしたがって、議案に対する賛否を2026年3月26日（木曜日）午後6時までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年3月26日（木曜日）午後6時までにご到着するようご返送ください。

敬 具

## 記

<b>1 日 時</b>	2026年3月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
<b>2 場 所</b>	三重県四日市市安島一丁目3番18号 四日市市地場産業振興センター（じばさん）6階 大ホール （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
<b>3 目的事項</b>	<p><b>報告事項</b> 1. 第31期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第31期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件</p> <p><b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 会計監査人選任の件</p>
<b>4 招集にあたっての決定事項 （議決権行使についてのご案内）</b>	<p>① 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>② インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>③ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。</p> <p>④ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。</p> <p>⑤ 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。</p>
<b>5 電子提供措置事項</b>	<p>電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。</p> <p>本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。</p> <p>なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。</p> <p>①事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」</p> <p>②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」</p> <p>③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」</p> <p>従いまして、本招集ご通知の当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は会計監査人及び監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。</p>

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、下記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.apple-international.com>)



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年3月27日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年3月26日（木曜日）  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月26日（木曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトのQRコード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、4、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

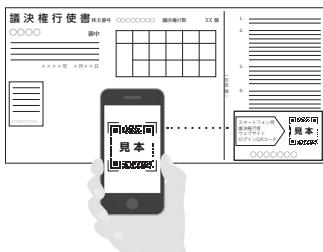
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

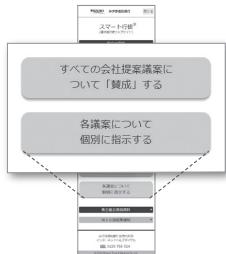
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

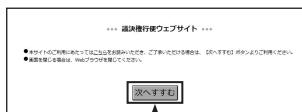
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

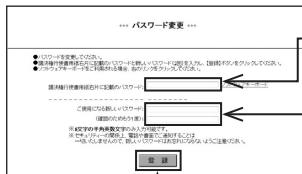
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は経営基盤の強化を図りながら、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。安定的な配当の継続・維持に留意するとともに、事業計画、財政状態、各期の業績、株主資本利益率及び配当性向等を総合的に勘案した上、利益還元を努めることを基本方針としております。

当年度の期末配当につきましては、上記方針に基づき、第31期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下の通りとさせていただきますたく存じます。

1. 配当財産の種類	金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 10円 総額 128,411,240円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日	2026年3月30日（月曜日）

## 第2号議案

## 取締役7名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう、1名減員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	
1	久保 和喜	代表取締役会長兼社長 営業本部長	再任
2	岡田 卓也		新任
3	小林 恵一	取締役	再任
4	久保 裕佳	取締役	再任
5	倉本 康宏	取締役営業副本部長	再任
6	西田 宜正	社外取締役	再任 社外 独立
7	富士 容一	社外取締役	再任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	くぼ よしのぶ 久保 和喜 (1959年6月14日)	<p>1983年12月 住友電装株式会社入社 1995年1月 カーコンサルタントメイプル株式会社 代表取締役社長 1996年1月 当社設立 当社代表取締役 2001年1月 カーコンサルタントメイプル株式会社 代表取締役会長 2005年3月 同社代表取締役会長兼社長 2007年4月 AppleAutoAuction(Thailand)Co.,Ltd. DIRECTOR(現任) 2008年12月 当社取締役会長 アップルオートネットワーク株式会社取締役会長 2013年1月 当社代表取締役会長兼社長 2017年1月 アップルオートネットワーク株式会社 代表取締役会長(現任) 2020年2月 当社代表取締役会長兼社長営業本部長（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] アップルオートネットワーク株式会社 代表取締役会長 Apple Auto Auction(Thailand)Co.,Ltd. DIRECTOR</p> <p>[2025年度取締役会出席状況] 100% (11回/11回)</p>	4,002,000株
<p><b>[取締役候補者とした理由]</b> 当社創業者である久保和喜氏は、代表取締役社長として高いビジョンを持ち、強いリーダーシップで当社グループ全体を取りまとめ、企業価値向上に尽力してまいりました。また中古車販売業界全体の発展にも常に意識するなど、ビジネスバランスに優れた経営者であります。 当社グループの更なる成長と企業価値の向上のため、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	おかだ たくや 岡田 卓也 (1960年3月13日)	<p>1982年4月 住友商事株式会社 入社 2011年4月 同社石油化学品部長 2014年1月 同社理事 アジア大洋州住友商事会社COO 2019年4月 韓国住友商事会社社長 2022年4月 株式会社エネサンスホールディングス代表取締役社長 2025年6月 アップルオートネットワーク株式会社顧問 2026年1月 同社専務執行役員（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] アップルオートネットワーク株式会社株式会社 専務執行役員</p>	—
<p><b>[取締役候補者とした理由]</b> 岡田卓也氏は、事業会社の役員として経営に携われており、その豊富な経験及び高い見識を当社の経営に活かしていただきたく、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	こばやし えいいち <b>小林 恵一</b> (1949年9月26日)	1972年4月 トヨタオート三重株式会社（現ネットヨタ三重株式会社）入社 2012年6月 ネットヨタ三重株式会社退社 2013年2月 当社入社 2019年1月 当社営業本部長 2019年3月 当社取締役営業本部長 2020年2月 当社取締役(現任)  [2025年度取締役会出席状況] 100% (11回/11回)	200株
		<b>[取締役候補者とした理由]</b> 小林恵一氏は、自動車業界に長年にわたり携われており、その幅広く豊富な経験と見識を、当社の経営に活かしていただきたく、取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 再任	くぼ ゆか <b>久保 裕佳</b> (1997年4月14日)	2020年4月 株式会社毎日オークション 入社 2023年10月 アップルオートネットワーク株式会社 入社 2024年1月 同社リユース流通事業部 2024年3月 当社取締役（現任）  [2025年度取締役会出席状況] 100% (11回/11回)	—
		<b>[取締役候補者とした理由]</b> 久保裕佳氏は、略歴にありますリユース事業での経験と見識を、当社グループのリユース事業に活かしていただきたく、取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 再任	<small>くらもと やすひろ</small> <b>倉本 康宏</b> (1975年2月15日)	1998年4月 ジャック・ホールディングス株式会社 (現株式会社カーチスホールディングス) 入社 2004年7月 株式会社VTキャピタル (現VTホールディングス株式会社) 入社 2005年1月 アップルオートネットワーク株式会社入社 直営事業部課長 2011年7月 同社直営事業部部長代理 2012年5月 同社直営事業部部長 2017年4月 同社執行役員直営事業部部長 2019年1月 当社執行役員営業副本部長 2021年3月 アップルオートネットワーク株式会社取締役直営事業部部長 2023年1月 同社取締役経営企画室室長（現任） 2023年3月 当社取締役営業副本部長（現任） [重要な兼職の状況] アップルオートネットワーク株式会社 取締役経営企画室室長 [2025年度取締役会出席状況] 100%（11回／11回）	—
		<b>[取締役候補者とした理由]</b> 倉本康宏氏は略歴のとおり、中古車業界に長年にわたり携われており、その幅広く豊富な経験と見識を、当社の経営に活かしていただきたく、取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6 再任 社外 独立	<small>にしだ よしまさ</small> <b>西田 宣正</b> (1950年1月27日)	1972年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 2002年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 2007年6月 株式会社オリエントコーポレーション取締役社長兼 社長執行役員 2011年6月 同社取締役会長兼会長執行役員 2016年5月 株式会社タカキュー社外取締役 2016年6月 株式会社オリエントコーポレーション特別顧問 2017年3月 当社社外取締役（現任） [2025年度取締役会出席状況] 91%（10回／11回）	—
		<b>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</b> 西田宣正氏は、2017年3月に当社社外取締役に就任し、企業経営等に豊富な経験、実績、見識を有しており、社外取締役として、当社の持続的な企業価値向上に向けて、株主・投資家目線から監督機能や助言に加え、経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献が期待できる人物であると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	ふじ よういち 富士 容一 (1957年6月27日)	1976年4月 リンナイ株式会社 入社 2023年3月 同社退社 2025年3月 当社社外取締役（現任） [2025年度取締役会出席状況] 100%（9回／9回）	—
再任	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】		
社外	富士容一氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、民間企業における経験、実績からなる幅広い知見と見識を有しており、社外取締役として、当社の持続的な企業価値向上に向けて、経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献が期待できる人物であると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。		
独立			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西田宣正氏及び富士容一氏は社外取締役候補者であります。
3. 西田宣正氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
4. 富士容一氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社と西田宣正氏及び富士容一氏とは、会社法第427条第1項及び当社の定款第29条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としており、両氏の再任が承認された場合は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、西田宣正氏及び富士容一氏を、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
7. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含めて会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。なお、各候補者の任期途中である2027年1月1日当該保険契約を更新する予定であります。

### 第3号議案

## 監査役2名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役稲垣幸夫及び大塚静生の両氏は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	いながき ゆきお 稲垣 幸夫 (1952年7月6日)	1975年3月 トヨタオート三重株式会社（現ネットトヨタ三重株式会社）入社	-
		2017年7月 ネットトヨタ三重株式会社退社 2018年4月 当社入社 2021年3月 当社常勤監査役（現任） 2021年3月 カーコンサルタントメイプル株式会社監査役（現任）	
[監査役候補者とした理由] 稲垣幸夫氏は、民間企業における要職の経験からなる幅広い知見を活かし、今後も監査役と指定の職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 新任 社外 独立	みよし ともひさ 三好 智久 (1962年11月27日)	1985年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行	-
		2003年10月 株式会社みずほコーポレート銀行 大阪営業第三部次長 2012年4月 株式会社オリエントコーポレーション 経営企画部部長 2014年6月 名古屋ビルディング株式会社専務執行役員（現任）	
[重要な兼職の状況] 名古屋ビルディング株式会社 専務執行役員			
[社外監査役候補者とした理由] 三好智久氏は、金融機関と事業会社での長年の豊富な経験と知見を有し、今後当社のコンプライアンスを維持するために役割を十分果たしていただけるものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三好智久氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役との責任限定契約について  
当社は、三好智久氏が社外監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項及び当社の定款第39条の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としております。
4. 三好智久氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、監査役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含めて会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。なお、候補者の任期途中である2027年1月1日当該保険契約を更新する予定であります。

## (ご参考) スキルマトリックス

本総会終結時点の取締役及び監査役のスキルマトリックスは次のとおりであります。

氏名	役職	独立役員	企業経営	財務会計	グローバル ビジネス	業界の知見	ガバナンス リスク管理
久保 和喜	代表取締役 会長兼社長		○	○	○	○	○
岡田 卓也	代表取締役		○	○	○	○	○
小林 恵一	取締役					○	
久保 裕佳	取締役		○		○	○	
倉本 康宏	取締役			○		○	
西田 宜正	社外取締役	●	○	○	○	○	○
富士 容一	社外取締役	●	○				○
稲垣 幸夫	監査役					○	○
野尻 譲二	社外監査役	●	○			○	○
三好 智久	社外監査役	●	○	○	○	○	○

## 第4号議案

## 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。本決議の効力は次期定時株主総会開始の時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
み やけ やすし 三宅 泰司 (1942年11月1日)	1961年 4月 三重トヨペット株式会社入社 1984年 5月 サン・トヨタ三宅株式会社（現株式会社サン・オート三宅）設立 同社代表取締役 2016年 4月 同社取締役会長（現任）	-

## 【補欠の社外監査役候補者とした理由】

三宅泰司氏は、事業会社経営の知識経験を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外監査役として、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 三宅泰司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役との責任限定契約について  
当社は、三宅泰司氏が社外監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項及び当社の定款第39条の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としております。
4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることがきるよう、役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、監査役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含めて会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。なお、2027年1月1日当該保険契約を更新する予定であります。

## 会計監査人選任の件

## 1. 提案の理由

2025年3月28日開催の監査役会において一時的会計監査人に選任した監査法人やまぶきにつきまして、改めて監査役会の決定に基づき、会計監査人としての選任をお願いするものであります。

監査役会が監査法人やまぶきを会計監査人候補者とした理由は、一時的会計監査人としての職務遂行状況から、引き続き同監査法人が当社の会計監査人として相当であり、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び品質管理体制を有していると判断したためであります。

## 2. 会計監査人候補者

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2026年2月1日現在)

名	称	監査法人やまぶき
事業所所在地		京都府京都市下京区五条通室町東入醍醐町264番地
沿革		2009年6月 監査法人やまぶき設立
概要	構成人数	社員（公認会計士） 8名
		職員（公認会計士） 28名
		その他の職員 20名
		合計 56名

以上

# 事業報告

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当社グループは、自動車市場の拡大が見込まれる東南アジア諸国等を中心に、多国間の貿易ルートを確認、高付加価値化を図ることにより自動車市場の流通の活性化と収益拡大に努めてまいりました。

当連結会計年度において、海外中古車輸出事業は、為替相場が円安基調だったこともあり、マレーシア向けの需要が引き続き堅調に推移し、出荷台数が当初の予想以上に増加しました。しかし、タイについては、中国製電気自動車の想定以上の増加により、日本製自動車の販売が振るわず、当初予定していた売上総利益の確保が困難な状況となりました。

一方、国内では新車登録台数が回復傾向にあり、中古車相場についても落ち着きつつあるなか、小売及び卸売の1台あたり粗利額は堅調に推移しました。

また、投資有価証券の売却により特別利益を計上することとなったため、親会社株主に帰属する当期純利益及び1株当たり当期純利益については2025年11月13日に公表した業績予想を上回ることになりました。

上記の結果、売上高は40,809百万円（前期比6.8%減）、営業利益は568百万円（前期比58.7%減）、経常利益は558百万円（前期比63.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は787百万円（前期比34.3%減）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

#### 1. 自動車販売関連事業

中古車業界におきましては、2025年1月から2025年12月までの国内中古車登録台数は3,632,179台（前期比0.8%減）と前年を下回る結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ）

一方、中古車輸出業界におきましては、2025年1月から2025年12月までの中古車輸出台数は1,490,242台（前期比9.3%増）と前年を上回る結果となりました。（出典：財務省貿易統計データ）

上記の結果、売上高は40,716百万円（前期比6.9%減）、セグメント利益は695百万円（前期比54.4%減）となりました。

#### 2. その他事業（リユース流通事業）

当社グループは、自動車をはじめとしたリユースビジネスを通じて、持続可能な循環型社会の実現への貢献の一環として、連結子会社のアップルオートネットワーク株式会社において、2023年10月より時計、貴金属等のブランド品買取事業を行っています。査定から売却までインターネット上で完結するシステムを構築するとともに、東京都内に買取専門店舗を営業しております。

上記の結果、売上高は92百万円（前期比64.4%増）、セグメント損失は16百万円（前期はセグメント損失41百万円）となりました。

## ② 設備投資の状況

重要な設備投資はありません。

## ③ 資金調達状況

当連結会計年度中の主な資金調達は、当社グループの所要資金として、金融機関から長期借入金及び短期借入金による調達を実施しており、長期借入金の残高は3,035百万円（前期末は2,701百万円）、短期借入金の当期末残高5,110百万円（前期末は5,208百万円）となりました。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な事業の譲受けはありません。

## ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

区分	第28期 2022年12月期	第29期 2023年12月期	第30期 2024年12月期	第31期 2025年12月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	29,222	30,911	43,795	40,809
経常利益 (百万円)	1,701	1,271	1,535	558
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,330	1,007	1,198	787
1株当たり当期純利益 (円)	99.31	78.17	93.33	61.35
総資産 (百万円)	15,957	16,871	19,762	20,540
純資産 (百万円)	7,950	8,968	10,181	10,892
1株当たり純資産額 (円)	577.88	656.82	746.63	799.65

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

名称	資本金	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
アップルオートネットワーク株式会社	347,950千円	74.3	中古車の買取及びフランチャイズチェーン網の統括管理、リユース流通事業

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、新車並びに中古車市場を含めた自動車流通市場における総合商社を目指し、事業領域並びに市場エリアの拡大を事業戦略として掲げておりますが、この事業戦略を実現するため、以下の項目を当社グループの課題として認識しております。

#### ① 人材の確保と育成

当社グループは、事業領域並びに市場エリアの拡大を図るため、自動車流通市場の動向を含め市場環境に対して迅速に対応するとともに顧客ニーズを的確に把握し得る優秀な人材を確保することに加え、継続的な社員教育を推進していくことが重要であると認識しております。

そのためには、定期的な採用活動を実行するとともに、ジョブローテーションの実施による組織の活性化、明確な目標設定とその実現、さらには、業績と連動した各種インセンティブを含めた育成プランを導入し、従業員のモチベーションアップを図る方針であります。

#### ② 市場調査と情報の共有化

事業領域並びに市場エリアの拡大を図るため、新規事業の企画立案に際し、事前に市場調査を実施し採算性の検討を行っていくことが重要であると認識しております。

そのためには、情報収集チャンネルの拡大並びに情報の共有化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの体制強化を通じて、的確かつ迅速な経営判断を図る方針であります。

#### ③ 組織体制の整備

当社グループは、拡大均衡政策を通じて、継続的に企業価値を高めていきたいと考えております。そのためには、事業規模に見合った経営管理体制の充実が不可欠であり、多様性に溢れた優秀な人材の確保・育成とバランスの取れた組織体制の整備に配慮し、持続的な成長を実現していく所存であります。

#### ④ 内部統制の強化とコーポレート・ガバナンス

当社グループは、経営の基本方針を実現するため、経営の健全性と効率性の向上を目指す経営管理体制の構築により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが重要な経営課題であると考えています。

こうした課題の実現に向けて、責任ある経営管理体制の構築及び経営に対する監視・監査機能の強化並びに経営の透明性の向上に努めてまいります。さらに、新規事業、海外事業に係る各種法的規制の遵守、個人情報の保護・管理、不測の事態に適時適切に対応し得る体制を確立し、内部統制を強化する方針であります。

#### ⑤ 大規模災害、感染症等に係るリスクについて

当社グループは、地震をはじめとする大規模災害や感染症の発生に対し、顧客及び従業員の安全を確保するため、ハザードマップを参考にした店舗開発、店舗の耐震性の強化、非常用食料の備蓄、手指消毒剤の設置等、防災対策を徹底して行っております。しかしながら、予想外の大規模災害や感染症のまん延が発生した場合には、店舗の休業や来店客の減少、オートオークション等からの商品仕入が困難となるなど、事業活動に支障が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、東南アジアに向けた中古車の輸出販売事業、日本国内における中古車の買取・販売業、中古車買取店フランチャイズチェーン網の統括管理、その他事業（リユース流通事業）を主な事業としております。

### (6) 主要な事業所 (2025年12月31日現在)

#### ① 当社の主要拠点

名称	所在地
四日市本社	三重県四日市市

#### ② 重要な子会社の主要拠点

名称	所在地
アップルオートネットワーク株式会社	三重県四日市市

## (7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
自動車販売関連事業	73 (17) 名	3名減 (2名増)
その他事業 (リユース流通事業)	4 (1) 名	2名減 ( - )
全社 (共通)	6 (1) 名	-
合 計	83 (19) 名	5名減 (2名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、兼務役員を含めておりません。臨時雇用者数 (パートタイマーを含んでおりますが、派遣社員は含んでおりません。) は、年間の平均人員を ( ) 内に外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
20 (5) 名	1名減 (2名増)	40.2歳	6.9年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマーを含んでおりますが、派遣社員は含んでおりません。) は、年間の平均人員を ( ) 内に外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社りそな銀行	1,639
株式会社三井住友銀行	1,600
株式会社三十三銀行	808
株式会社名古屋銀行	555

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

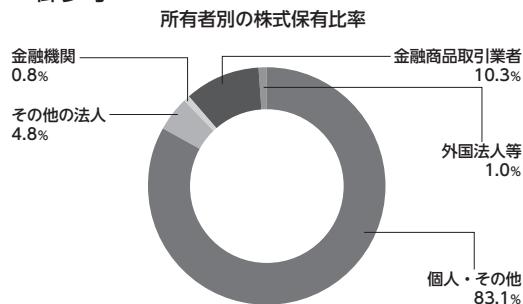
該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- |               |             |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数    | 21,600,000株 |
| ② 発行済株式の総数    | 13,861,400株 |
| ③ 株主数         | 7,884名      |
| ④ 大株主 (上位10名) |             |

<御参考>



株主名	持株数	持株比率
久保 和喜	4,002,000株	31.2%
株式会社SBI証券	844,584株	6.6%
内藤 征吾	414,800株	3.2%
楽天証券株式会社共有口	261,200株	2.0%
安藤 孝広	224,400株	1.7%
大塚 光二郎	210,300株	1.6%
裏川 育子	181,700株	1.4%
山下 良久	173,500株	1.4%
裏川 弘子	165,100株	1.3%
裏川 高史	164,700株	1.3%

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,020,276株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しており、表示単位の端数を四捨五入して表示しております。

## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役及び監査役の氏名等 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	久保和喜	営業本部長 アップルオートネットワーク(株) 代表取締役会長 Apple Auto Auction(Thailand)Co.,Ltd. DIRECTOR
代表取締役	小林正示	APハイブリッド(株) 代表取締役 (有)ホンダシヨップヒナ 代表取締役
取締役	長塚秀明	経営企画部長 アップルオートネットワーク(株) 代表取締役 (有)ホンダシヨップヒナ 取締役
取締役	小林恵一	—
取締役	倉本康宏	営業副本部長 アップルオートネットワーク(株) 取締役経営企画室室長
取締役	久保裕佳	—
取締役	西田宜正	—
取締役	富士容一	—
常勤監査役	稲垣幸夫	カーコンサルタントメイプル(株) 監査役
監査役	大塚静生	—
監査役	野尻譲二	アップルオートネットワーク(株) 監査役

- (注) 1. 取締役西田宜正及び富士容一の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役大塚静生及び野尻譲二の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 2025年3月28日開催の第30期定時株主総会終結の時をもって、前田超人氏は監査役を辞任いたしました。  
 4. 当社は取締役西田宜正及び富士容一、監査役大塚静生及び野尻譲二の四氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役2名、社外監査役2名は、会社法第427条第1項並びに当社の定款第29条及び第39条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等の額

### 1. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	86,850	75,000	11,850	—	6
監査役 (社外監査役を除く)	4,500	3,600	900	—	1
社外取締役	5,900	5,400	500	—	2
社外監査役	6,300	6,000	300	—	3

### 2. 業績連動報酬等に関する事項

役員賞与については、決算数値、会社への貢献等を総合的に勘案して決定しております。基準の明確化を図るため、連結の決算数値を指標の一つとして採用しております。なお、実績値は事業報告及び連結計算書類等に記載のとおりであります。

### 3. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2017年3月24日開催の第22期定時株主総会決議において取締役報酬限度額を年額200,000千円以内（うち、社外取締役50,000千円以内。但し、使用人分給与は含めない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は7名（うち社外取締役は3名）です。

また、2002年3月29日開催の第7期定時株主総会決議において監査役報酬限度額を年額20,000千円以内としております。当該定時株主総会終結時点の監査役員数は3名です。

### 4. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年12月17日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

#### b. 決定方針の内容の概要

当社は、役員報酬等の額及びその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、株主総会の決議による報酬総額の範囲内で、当社の業績を考慮し決定しております。

#### c. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

### 5. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は株主総会にて決議された金額の範囲内で代表取締役会長兼社長の久保和喜に対し報酬の額及び賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案し各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

### 6. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

社外監査役2名が当事業年度中に当社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は1,800千円でありませぬ。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### 1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職先及び兼職内容	兼職先会社との関係
社外取締役	西田 宜正	—	—
社外取締役	富士 容一	—	—
社外監査役	大塚 静生	—	—
社外監査役	野尻 譲二	アップルオートネットワーク株式会社 監査役	当社の子会社

### 2. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 西田 宜正	<p>当事業年度に開催された取締役会11回中10回に出席いたしました。</p> <p>西田宜正氏は経営者としての豊富な経験及び高い見識に基づき、取締役会の場で助言・提言を行うほか、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べるなど、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しておりました。</p>
取締役 富士 容一	<p>2025年3月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回すべてに出席いたしました。</p> <p>富士容一氏は、民間企業における経験、実績及び高い見識に基づき、取締役会の場で助言・提言を行うほか、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べるなど、社外取締役に期待される役割・責務を十分に発揮しておりました。</p>
監査役 大塚 静生	<p>当事業年度に開催された取締役会11回すべてに出席し、監査役会10回すべてに出席いたしました。</p> <p>大塚静生氏は金融機関と事業会社の役員として豊富な経験があり、コンプライアンスを維持する上で高い実績を上げており、当社の事業推進に対して、経営的側面からの助言及び指摘を行うなど、社外監査役に期待される役割・責務を十分に発揮しておりました。</p>
監査役 野尻 譲二	<p>2025年3月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回すべてに出席し、監査役会7回すべてに出席いたしました。</p> <p>野尻譲二氏は、事業会社の役員として豊富な経験があり、コンプライアンスを維持する上で高い実績を上げており、当社の事業推進に対して、経営的側面からの助言及び指摘を行うなど、社外監査役に期待される役割・責務を十分に発揮しておりました。</p>

### (3) 会計監査人の状況

#### ① 名称 監査法人やまぶき（一時会計監査人）

(注)当社の会計監査人でありましたアスカ監査法人は、2025年3月28日付で当社との監査契約を合意解除しました。これにより同監査法人は、同日をもって当社の会計監査人を退任いたしました。これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、2025年3月28日開催の監査役会において監査法人やまぶきを一時会計監査人に選任し、同日付で就任しております。

#### ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積り等の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記報酬以外に、前任会計監査人であるアスカ監査法人に対して、引継ぎに係る報酬として188千円を支払っております。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、選定した監査役が解任の旨及びその理由を報告いたします。

(注) この事業報告に記載の金額及び株式数は、単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 2025年12月31日現在

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>17,888,701</b>
現金及び預金	4,731,852
売掛金	5,801,589
商品及び製品	6,963,798
原材料及び貯蔵品	1,329
前渡金	13,629
その他	600,408
貸倒引当金	△223,905
<b>固定資産</b>	<b>2,651,975</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>943,392</b>
建物及び構築物	187,625
機械装置及び運搬具	90,228
工具、器具及び備品	15,064
土地	650,473
<b>無形固定資産</b>	<b>32,235</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,676,347</b>
投資有価証券	1,473,991
長期貸付金	128,872
長期営業債権	431,127
長期滞留債権	276,115
繰延税金資産	41,587
その他	147,627
貸倒引当金	△822,973
<b>資産合計</b>	<b>20,540,676</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>7,437,543</b>
支払手形及び買掛金	337,613
短期借入金	5,110,000
1年内返済予定の長期借入金	1,131,434
未払金	178,050
預り金	313,302
未払法人税等	63,500
契約負債	170,562
その他	133,079
<b>固定負債</b>	<b>2,210,567</b>
長期借入金	1,903,743
役員退職慰労引当金	57,591
退職給付に係る負債	8,040
資産除去債務	61,179
その他	180,012
<b>負債合計</b>	<b>9,648,110</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>9,941,159</b>
資本金	4,325,247
資本剰余金	369,281
利益剰余金	5,491,921
自己株式	△245,291
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>327,201</b>
為替換算調整勘定	327,201
<b>新株予約権</b>	<b>552</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>623,652</b>
<b>純資産合計</b>	<b>10,892,565</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>20,540,676</b>

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書 2025年1月1日から2025年12月31日まで

(単位：千円)

科目	金額
売上高	40,809,537
売上原価	37,790,075
売上総利益	3,019,461
販売費及び一般管理費	2,451,313
営業利益	568,148
営業外収益	243,913
受取利息	5,461
受取保証料	23,949
受取配当金	7
持分法による投資利益	194,159
為替差益	4,475
その他	15,860
営業外費用	253,085
支払利息	97,069
貸倒引当金繰入額	137,675
その他	18,340
経常利益	558,975
特別利益	498,550
投資有価証券売却益	498,550
特別損失	11,117
固定資産除却損	5,046
店舗閉鎖損失	6,070
税金等調整前当期純利益	1,046,408
法人税、住民税及び事業税	202,110
法人税等調整額	15,638
当期純利益	828,659
非支配株主に帰属する当期純利益	40,849
親会社株主に帰属する当期純利益	787,809

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 2025年12月31日現在

(単位：千円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>14,652,648</b>
現金及び預金	3,314,961
売掛金	5,499,594
商品及び製品	5,537,585
原材料及び貯蔵品	725
前渡金	4,401
前払費用	9,773
未収入金	21,037
その他	486,062
貸倒引当金	△221,494
<b>固定資産</b>	<b>1,457,776</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>804,392</b>
建物	51,409
構築物	19,959
機械及び装置	1,602
車両運搬具	87,776
工具、器具及び備品	1,069
土地	642,573
<b>無形固定資産</b>	<b>275</b>
ソフトウェア	275
<b>投資その他の資産</b>	<b>653,109</b>
投資有価証券	60
関係会社株式	621,776
関係会社長期貸付金	128,872
長期営業債権	431,127
長期滞留債権	179,065
差入保証金	9,305
出資金	300
繰延税金資産	5,503
その他	3,023
貸倒引当金	△725,922
<b>資産合計</b>	<b>16,110,425</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>6,632,433</b>
買掛金	199,142
短期借入金	5,100,000
1年内返済予定の長期借入金	1,092,830
未払金	30,269
未払費用	28,085
未払法人税等	15,786
預り金	37,574
契約負債	125,278
その他	3,467
<b>固定負債</b>	<b>1,910,983</b>
長期借入金	1,865,510
退職給付引当金	8,040
資産除去債務	10,203
その他	27,230
<b>負債合計</b>	<b>8,543,417</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>7,566,455</b>
資本金	4,325,247
資本剰余金	369,281
資本準備金	369,281
利益剰余金	3,117,217
利益準備金	75,440
その他利益剰余金	3,041,777
繰越利益剰余金	3,041,777
自己株式	△245,291
<b>新株予約権</b>	<b>552</b>
<b>純資産合計</b>	<b>7,567,007</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>16,110,425</b>

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 2025年1月1日から2025年12月31日まで

(単位：千円)

科目	金額
売上高	29,130,005
売上原価	27,859,540
売上総利益	1,270,465
販売費及び一般管理費	1,105,839
営業利益	164,625
営業外収益	155,401
受取利息	3,235
受取保証料	22,960
受取配当金	102,713
受取手数料	8,071
受取地代家賃	8,194
為替差益	4,607
その他	5,619
営業外費用	150,537
支払利息	95,863
貸倒引当金繰入額	40,625
その他	14,049
経常利益	169,489
特別利益	498,550
投資有価証券売却益	498,550
特別損失	621
固定資産除却損	621
税引前当期純利益	667,418
法人税、住民税及び事業税	89,532
法人税等調整額	5,017
当期純利益	572,868

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

アップルインターナショナル株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人やまぶき 大阪事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	西岡朋晃
指定社員 業務執行社員	公認会計士	平野泰久

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アップルインターナショナル株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アップルインターナショナル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### その他の事項

会社の2024年12月31日をもって終了した前連結会計年度の連結計算書類は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結計算書類に対して2025年2月18日付けで無限定適正意見を表明している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象

や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### **利害関係**

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第31期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

アップルインターナショナル株式会社 監査役会

常勤監査役 稲垣 幸夫 ㊟

監査役 大塚 静生 ㊟

監査役 野尻 譲二 ㊟

（注）監査役大塚静生及び監査役野尻譲二は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

アップルインターナショナル株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人やまぶき 大阪事務所

指定社員	公認会計士	西岡朋晃
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	平野泰久
業務執行社員		

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アップルインターナショナル株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### その他の事項

会社の2024年12月31日をもって終了した前事業年度の計算書類等は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該計算書類等に対して2025年2月18日付けで無限定適正意見を表明している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明す

ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会とその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げている事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

アップルインターナショナル株式会社 監査役会

常勤監査役 稲垣 幸夫 ㊟

監査役 大塚 静生 ㊟

監査役 野尻 譲二 ㊟

(注) 監査役大塚静生及び監査役野尻譲二は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

以上

# 定時株主総会会場ご案内図

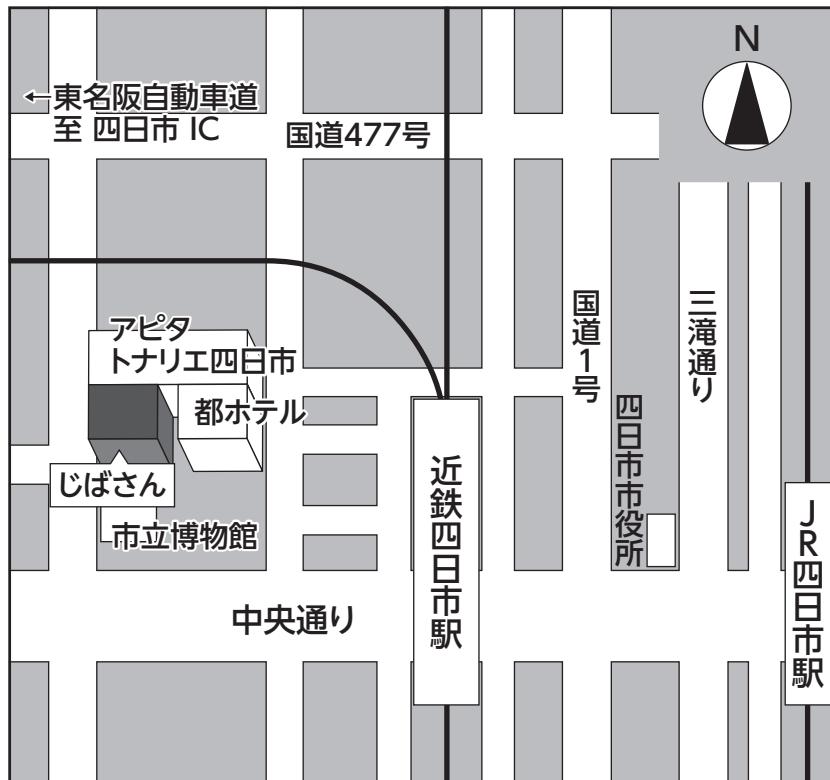
会場

四日市市地場産業振興センター（じばさん）6階 大ホール

三重県四日市市安島一丁目3番18号 TEL (059) 353-8100

交通

近鉄四日市駅から徒歩5分



※会場へはなるべく公共交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。